

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として、金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議している。

(注) 内閣総理大臣の諮問事項は、

- ・ 損害保険免許を取得するとき自賠責保険を行う場合
- ・ 自賠責保険にかかる約款・算法書の変更認可、又は変更命令をする場合
- ・ 保険料率について、自賠法又は料団法による変更命令をする場合
- ・ 保険料率の審査期間の短縮、又は審査期間内における変更、撤回命令等である。

なお、自賠審は、「責任保険に関する重要事項」についても調査審議を行うこととされていたが、平成13年1月の審議会の統合等に伴い、「責任保険に関する重要事項の調査審議」については、「金融審議会（自動車損害賠償責任保険制度部会）」に統合されている。

II 自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料7-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）のうちから内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、倉沢康一郎氏（武藏工業大学教授）である。

(注) 自動車損害賠償責任保険審議会委員は、「学識経験のある者」、「自動車運送に関し知識を有する者」、「保険業に関し深い知識及び経験を有する者」及び「関係行政機関の職員」のうちから任命していたが、平成13年1月の審議会の統合等に伴い、「関係行政機関の職員」が除かれ、「自動車運送に関し知識を有する者」が「自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者」に変更され、また、従来「臨時委員」が置くことができるとされていたが、「特別委員」が置くことができると変更された。

平成12年7月1日以降平成13年5月31日までの自動車賠償責任保険審議会委員の主な異動は次の通りである。

1. 平成12年12月12日に、平野浩志氏が退任し、井口武雄日本損害保険協会会长を任命した。

2. 中央省庁再編等に伴う改正法の施行に伴い、審議会委員から「関係行政機関の職員」が除かれること、また、「臨時委員」が「特別委員」に変更されることを受け、平成13年1月5日付で、全ての行政委員、臨時委員は退任となった（なお、委員については、同日、自動的に任期が満了した）。
3. 平成13年3月16日に、現在の委員、特別委員を任命する。

III 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）では、平成12年4月に開催した自賠審において、金融監督庁長官（現金融庁長官）より自賠審に対し「自動車損害賠償責任保険制度創設時より現在までの自動車交通を巡る環境の変化及び社会経済情勢の変化を踏まえ、自動車損害賠償責任保険全般のあり方について、貴審議会の意見を求める。」旨の諮問がなされたところであったが、これを受け、同年6月28日に答申がなされた。その後、平成12年12月15日の第11回自賠審懇談会において、答申指摘事項の実施状況について議論を行った。

平成13年3月16日に、第116回自賠審が開催され（第1回金融審議会自動車損害賠償責任保険制度部会との合同会議）、自動車損害賠償保障法等の改正案、自動車損害賠償責任保険の收支状況等について報告がなされた。また、自動車損害賠償責任保険事業及び自動車損害賠償責任共済事業への新規の参入（三井ダイレクト損害保険株式会社・全国トラック交通共済協同組合連合会他15協同組合）について金融庁長官より諮問がなされ、異議がない旨の答申を行った。